

コロナウイルスによる 豪州政府の サポートと支援

(更新日：2020年8月24日)

久山・伊藤会計事務所
KUYAMA ITO & CO PTY LTD
Accounting, Tax & Business Advisors



Kuyama Ito & Co is a CPA Practice

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

中小ビジネスへの追加政府支援

(2020年7月18日発行 / 2020年8月24日更新)

皆様と皆様のビジネスが、メルボルンのロックダウン措置下の生活に再度調整されたことを願っております。

また現在、多くの中小ビジネスが新たな財政的ストレスを抱えていることも理解しております。そのため、公表された政府支援に関する最新の詳細を以下のように報告させていただきます。

(1) Business Support Program - Expansion

ビクトリア州政府は、新たなロックダウン措置によって取引が制限されている対象ビジネスに、1回限りの補助金を提供しています。

- **10,000 ドル** (長く続く規制下にある metropolitan Melbourne および、Mitchell Shire で従業員のいるビジネス)
- **5,000 ドル** (Metropolitan Melbourne および、Mitchell Shire 以外の Victoria 州内の従業員のいるビジネス)

以下にある条件を全て満たしている場合、この補助金を申請することが可能です。

- 営業先住所がビクトリア州内にある
- 人件費が 300 万ドル未満である
- JobKeeper 対象ビジネスである
- 従業員がいる
- ABN を保持され、2020 年 6 月 30 日の時点で GST 制度に登録されている
- 2020 年 6 月 30 日に WorkSafe に登録済み (WorkCover employer number を提供する必要がありますので、不明な場合はお問い合わせください)
- 管轄の州、または、連邦規制当局に登録されている

そのため、残念ながら以下のビジネスは対象外となります。

- 従業員のいない Sole Trader
- JobKeeper 制度に登録されていない

また、以下書類のいずれかを営業先住所の証拠として提供する必要があります。

- 公共料金請求書 (電気、ガス、通信、水道)、または
- 賃貸リース契約書、または
- Council Rate 通知書

申し込みは、2020年9月14日まで、下記のリンクから申請可能です。

<https://www.business.vic.gov.au/support-for-your-business/grants-and-assistance/business-support-package/business-support-fund>

(2) ビクトリア州政府から公表されている、その他の補助金

• Regional Tourism Accommodation Support Program

郊外にある観光用宿泊ビジネスは、新たな制限のためにキャンセルされたすべての部屋に対して1泊あたり、最大225ドル（最大5泊）を補助金として請求可能です。対象者は、お客様にキャンセル料を請求されずに、全額返金された予約に基づきます。

申し込みは、2020年9月14日まで、下記のリンクから申請可能です。

<https://www.business.vic.gov.au/support-for-your-business/grants-and-assistance/business-support-package/regional-tourism-accommodation-support-program>

• CBD Small Hospitality Grant

メルボルン CBD にある中小規模のホスピタリティ・ビジネスで、営業に対して大幅な後退に直面するのを支援するための補助金が提案されました。このプログラムに基づく補助金の対象となるには、ビジネスが Business Support Fund – Expansion 補助金の受領者であり、更に申請の invitation を受けられるはずです。詳細については、次のリンクをご参照ください。

<https://www.business.vic.gov.au/support-for-your-business/grants-and-assistance/business-support-package/cbd-business-support-fund>

• Hospitality Business Grant Program

このプログラムは、ビクトリア州でのステージ3、および、ステージ4の「Stay at Home」規制で営業に影響を受けている外食ビジネスをサポートします。Victorian Live Music Venues Program、および・または、Business Support Fund - Expansion Program の支援資金を受け取ったビジネスは、対象外です。詳細については、次のリンクをご参照ください。

<https://www.business.vic.gov.au/support-for-your-business/grants-and-assistance/business-support-package/hospitality-business-grant-program>

- **Night-time economy support program**

ホスピタリティ業界で最も大きな打撃を受けたビジネスのための 4000 万ドルの専用基金もビクトリア州政府から提案されています。現在、申し込みは開始しているため、下記のリンクから登録可能です。

<https://www.business.vic.gov.au/support-for-your-business/grants-and-assistance/business-support-package/night-time-economy-support-program>

(3) City Council から提案されている、その他の補助金

City Council が提供されているサポートについては、皆様のビジネスが所在する関連 Council の Web サイトで、ご確認ください。現時点で提供されている、2 つほどの補助金を説明いたします。

- **City of Melbourne – Small Business transformation grants**

<https://www.melbourne.vic.gov.au/business/grants-tenders/pages/small-business-transformation-grants.aspx>

- **City of Stonnington – Quick response COVID 19 business grants**

<https://www.stonnington.vic.gov.au/Business/Quick-response-COVID-19-business-grants>

上記の内容で何かご不明な点、更にサポートを必要とされる方は、ご遠慮なく 03 9500 2097 (伊藤) までお問い合わせください。(留守の場合は、折り返し希望の時間帯を含めたメッセージを残していただくようお願いいたします)

それでは、皆さまのご安全をお祈りしております。

(更新 : 2020 年 8 月 24 日)

[**サイトでの記事詳細**](#)

.....
Disclaimer:

本資料は、更新日までの一般的な情報提供を目的とするもので、税務的なアドバイスではありません。個別の状況に関しては、専門の会計士・登録税理士にご相談ください。

KUYAMA ITO & CO PTY LTD

久山・伊藤会計事務所

代表: 伊藤 義文 CPA

事務所住所:

Suite 1a, 39a Glenferrie Road,
Malvern VIC 3144, AUSTRALIA

郵便先住所:

PO Box 424,
Malvern VIC 3144, AUSTRALIA

Tel: + 61 03 9500 2097

Email: support@kuyamaito.com.au

Web: <http://kuyamaito.com.au>

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.